

# 令和5年度の年金額改定について お知らせします！

令和5年1月20日、総務省から「令和4年平均の全国消費者物価指数」が公表されたことに伴い、令和5年度の年金額は、法律の規定により、**新規裁定者(67歳以下の方)は前年度から2.2%の引き上げとなり、既裁定者(68歳以上の方)は前年度から1.9%の引き上げとなります。**

なお、改定時期は4月分が支払われる**6月支給期**からとなります。



## ●年金額の改定について

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者(67歳以下の方)の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者(68歳以上の方)の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率(2.8%)を、既裁定者は物価変動率(2.5%)を用いて改定します。

また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.3%)と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整(▲0.3%)が行われます。

よって、令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

### ●令和5年度の参考指標

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| (1) 物価変動率                | 2.5%  |
| (2) 名目手取り賃金変動率           | 2.8%  |
| (3) マクロ経済スライドによるスライド調整率  | ▲0.3% |
| (4) 前年度までのマクロ経済スライドの未調整分 | ▲0.3% |



名目手取り賃金変動率	2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたもの
マクロ経済スライド	公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもの

